一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　滋賀県高島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　剣川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十年建設省告示第千百三十四号で指定した土地の区域を除く。）

山口県防府市大字下右田
字岳ノ後　一番三二　一号
　一番一九　二号から五号まで
　五番二一　六号及び七号
　五番三　八号

○国土交通省告示第九百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

一　剣川
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県防府市大字下右田
字岳ノ後　一番三二　一号
　一番一九　二号から五号まで
　五番二一　六号及び七号
　五番三　八号

○国土交通省告示第九百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　神里川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　防府市大字下右田字城山三〇番地二〇番内四等三角点右田ヶ岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二六度六分一二秒　一号
九九二・五一四メートルの地点
標柱一号から一八五度四二分三四秒　二号
四五・九四八メートルの地点
標柱二号から二六六度三七分五八秒　三号
七九・〇一二メートルの地点
標柱三号から二四七度四分四秒　四号
一四一・一五六メートルの地点
標柱四号から三五五度三一分五八秒　五号
一六〇・四八八メートルの地点
標柱五号から五四度二七分四四秒　六号
四三・〇一二メートルの地点
標柱六号から一一九度二八分三三秒　七号
六六・〇四九メートルの地点
標柱七号から九一度一八分七秒　八号
一一〇・〇二八メートルの地点

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上田南川
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　防府市大字眞尾字狸岩三〇二番内四等三角点狸岩を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三〇二度四五分〇秒　一号
四二六・八四二メートルの地点
標柱一号から一〇〇度三六分三一秒　二号
一九・八五三メートルの地点
標柱二号から一二度四八分五〇秒　三号
三〇・三三一メートルの地点
標柱三号から九六度一八分一七秒　四号
六一・〇一一メートルの地点
標柱四号から七八度二三分九秒　五号
二六三・九二三メートルの地点
標柱五号から一一九度一二分一四秒　六号
二一六・四九六メートルの地点
標柱六号から一三五度一八分五秒　七号
一九〇・八五二メートルの地点
標柱七号から二二一度五七分三三秒　八号
三一一・九三七メートルの地点
標柱八号から三五四度二九分二六秒　九号
一〇〇・二九〇メートルの地点
標柱九号から三〇七度三〇分三秒　十号
一一五・二五八メートルの地点
標柱十号から三〇一度一二分二一秒　十一号
二一九・二二六メートルの地点
標柱十一号から二八二度四七分一四秒　十二号
一八一・八四四メートルの地点

○国土交通省告示第九百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十六日

国土交通大臣　金子　一義

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
　淀谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　鳥取県日野郡江府町大字貝田字ミギノ谷八五七番内二等三角点米沢村を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二八度二六分二六秒　一号
八七九・九三〇メートルの地点
標柱一号から三三度五四分四五秒　二号
四〇・五三一メートルの地点
標柱二号から七九度一五分二六秒　三号
四七・四六六メートルの地点
標柱三号から四三度二分五七秒　四号
六二・五一五メートルの地点
標柱四号から七九度五〇分三四秒　五号
八八・〇〇九メートルの地点
標柱五号から四八度四〇分四一秒　六号
八五・八四三メートルの地点
標柱六号から二四度三七分四〇秒　七号
一六四・〇四一メートルの地点
標柱七号から四五度三九分七秒　八号
一七二・二六三メートルの地点
標柱八号から五三度二三分二四秒　九号
五一・三〇八メートルの地点
標柱九号から一四六度二〇分三三秒　十号
三四・四五五メートルの地点
標柱十号から二三一度二四分五一秒　十一号
三六・九八〇メートルの地点
標柱十一号から一九六度三〇分三二秒　十二号
七三・九六〇メートルの地点
標柱十二号から二二七度三八分二七秒　十三号
一五・二五八メートルの地点
標柱十三号から一七三度五六分二二秒　十四号
四七・五一二メートルの地点
標柱十四号から二〇八度四二分一一秒　十五号
一九二・八一八メートルの地点
標柱十五号から二三一度九分四三秒　十六号
一八・五五四メートルの地点
標柱十六号から二六三度二九分三一秒　十七号
一四八・三八七メートルの地点
標柱十七号から一九五度六分一六秒　十八号
四三・七四五メートルの地点
標柱十八号から二九〇度四二分四五秒　十九号
四四・二七二メートルの地点
標柱十九号から二四一度二九分一四秒　二十号
五八・〇五八メートルの地点